

# コーポレート・ガバナンス報告書

令和元年8月23日

株式会社軽自動車館

代表取締役社長 阿部 章一

問合せ先： 管理部 011-776-1000

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、「経営の透明性の確保」、「監督機能の強化」、「内部統制の徹底」、「コンプライアンスの遵守」及び「株主を始めとするステークホルダーと良好な関係を構築すること」をコーポレート・ガバナンス上の最重要課題と位置づけており、コーポレート・ガバナンス体制の強化・充実を推進することにより、企業価値の向上を目指しております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

#### 【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
阿部章一	50,000	96.9
稲場俊憲	600	1.1
三上裕史	200	0.4
近藤 充	200	0.4
海馬英明	200	0.4
船水和人	200	0.4
佐藤利彌	200	0.4

支配株主名	阿部章一
-------	------

親会社名	無
------	---

### 3. 企業属性

上場予定市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	4月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、支配株主と取引を行う際には、少数株主の権利を不当に害することのないよう、取引の可否、条件等について慎重に検討を行い、当該取引等の必要性及び取引条件が第三者との通常の取引と相違しないことを指針としております。

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えるる特別な事情

該当事項はありません。

## II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8名以内
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任していない
社外取締役の人数	0名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置していない
定款上の監査役員の員数	3名以内
監査役の人数	2名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

<p>当社は大会社ではないため、会計監査人を設置しておりませんが、監査法人ハイビスカスとの間で金融商品取引法に準じた監査契約を締結しており、随時、監査方針や監査実施状況に関する協議・連携の機会を設けております。また、内部監査担当者との間で監査実施状況に関して日常的に協議、連携を行っております。</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
福田 仁	他の会社の出身者													
植木保教	他の会社の出身者													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
福田 仁	—	—	福田仁氏は、長年にわたり自動車情報誌の編集長を務め、当社の属する自動車業界に関する豊富な経験と知識を有しております。また事業会社の取締役にも就任して経営に携わっていることから、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断したため、同氏を社外監査役として選任しております。
植木保教	—	—	植木保教氏は、信用金庫において融資業務を担当しており、企業の決算書から同社の経営状態等を把握する豊富な経験と知識を有しております。また事業会社の代表取締役にも就任して経営に携わっていることから、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断したため、同氏を社外監査役として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	0名
--------	----

その他独立役員に関する事項

該当事項はありません。
-------------

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

ストックオプションの付与対象者	無
-----------------	---

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

平成31年4月期における当社の取締役報酬は以下のとおりであります。 取締役を支払った年間報酬総額 25,095千円
--------------------------------------------------------------

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬の決定は、平成 30 年 7 月 24 日開催の定時株主総会においてその総額を決議し、各取締役の報酬の決定は代表取締役社長に一任しております。

【社外監査役をサポート体制】

重要事項については監査役に電話またはメール等で事前に情報を伝達しており、意思決定のサポートを行っております。また、監査役監査に必要な資料等についても適時に情報を提供するほか、社外監査役からの質問・要望に対して迅速に対応を行うなどのサポートをしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は、会社法で定められた取締役会を開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに業務執行の状況を監督しております。

(1) 取締役会

当社の取締役会は取締役 5 名で構成されております。

当社は、毎月 1 回定例取締役会を、また必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

取締役会においては、経営の基本方針の決定や取締役の業務執行状況の監督、業績の報告のほか法令で定められた重要事項について審議・決定を行っております。

取締役会には取締役 5 名のほか監査役 2 名も出席し、必要に応じて意見・助言等を受けております。

(2) 監査役協議会

当社は、毎月 1 回定例監査役協議会を、また必要に応じて臨時監査役協議会を開催しております。

監査役 2 名は毎月取締役会に、また常勤監査役については取締役会のほかに重要な会議等にも出席しており、それぞれ豊富な知識と経験に基づいて取締役の業務執行状況を十分に監督しております。また、監査法人とも連携をとって意見交換を行うことで監査の有効性及び効率性を高めております。

(3) 内部監査

当社の内部監査は、少人数組織であることから独立した内部監査部門を設けておりません。代表取締役社長から指名された内部監査人（2 名）が行っております。具体的には管理部所属の内部監査人が営業部、仕入部の監査を行い、仕入部所属の内部監査人が管理部の内部監査を実施します。

内部監査の結果については、被監査部門長に伝達するとともに、その後の改善状況を確認しております。内部監査責任者は、直轄である代表取締役社長に対して内部監査結果を適時に報告しております。また、監査役及び監査法人とも定期的に意見交換及び情報共有を行っております。

#### (4) 会計監査

当社は、監査法人ハイビスカスと監査契約を締結し、監査を受けております。平成31年4月期における監査体制は以下のとおりであります。

(業務を執行した公認会計士の氏名)

指定社員 業務執行社員 堀 俊介

指定社員 業務執行社員 御器 理人

(注) 1. 継続監査年数については7年以内であるため、記載を省略しております。

2. 同監査法人又は業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はありません。

(監査業務に係る補助者の構成)

公認会計士 2名

その他 1名

#### (5) 責任限定契約の内容の概要

社外監査役である福田仁および植木保教の両氏とは、会社法第427条の1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、社外監査役である福田仁および植木保教の両氏が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がない場合に限られております。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状のコーポレート・ガバナンス体制については、事業内容及び会社規模等を勘案すると業務執行機能と監督・監査機能を有効かつ効率的に発揮するために最適であると判断したため採用しております。

## III. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主が適切な権利行使ができるよう、WEBサイト上への公開を行うほか、株主総会招集通知の早期発送にも取り組んでまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社の決算日は4月末であるため、集中日の回避は特に考えておりません。
電磁的方法による議決権の行使	電磁的方法による議決権の行使については今後取り組んでいくことを検討してまいります。

### 2. IRに関する活動状況

	補足説明
IR資料をホームページ掲載	当社WEBサイト上にIRページを設け、TDネットに掲載された開示情報、決算情報、発行者情報、特定証券情報等を掲載いたします。
IRに関する部署(担当者)の設置	管理部にて対応いたします。

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	<p>当社は、「お客様の立場に立った経営を心掛け、安くて品質の良い安心な軽自動車を提供し続けること」を企業理念としており、この理念を実現するためには株主をはじめ従業員、顧客、取引先、債権者などの様々なステークホルダーとの協働が不可欠であると認識しております。</p> <p>これらのステークホルダーと良好な関係を築き、企業価値を長期的に向上させていくため、コンプライアンス体制やリスク管理体制など適切な内部統制システムの維持・強化を行い、健全な事業活動を行う企業文化及び企業風土の醸成に努めて参ります。</p> <p>また、内部通報制度を設けており、違法行為等を抑止し、健全な企業文化等を醸成することに寄与しております。</p>
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	<p>当社は、財政状態や経営成績等の財務情報はもとより、経営戦略、リスク情報、ガバナンスに係る情報等の非財務情報についても適切かつ積極的に開示を行うことが重要な経営課題の一つであると認識しております。</p> <p>そのような認識のもと、法令等で求められている開示の他にも、株主をはじめとするステークホルダーにとって重要と判断した情報については当社ホームページにて開示する方針であります。</p> <p>法令等で求められる開示以外の重要な開示事項として以下の項目を想定しております。</p> <p>①企業理念 ②経営戦略及び経営計画 ③コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方</p>

## IV. 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

<p>(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制</p> <p>①当社は、顧客満足度の向上を通じて社会貢献を行うことを念頭においた企業行動をとり、代表取締役がその精神を役職者をはじめ全使用人に、継続的に伝達・徹底を図ることにより、法令遵守と社会倫理遵守の企業活動を行っております。</p> <p>②当社は、管理部をコンプライアンスの統括部署として、役職員に対する適切な研修を実施しております。また、監査役及び内部監査部門が連携し、「監査役監査基準」及び「内部監査規程」に定める方法により、本社及び店舗の所管する業務について、そのコンプライアンス管理の実行状況を監査します。</p> <p>③当社は、法令もしくは定款上疑義のある行為等に関する通報制度を整備するとともに、それを告発した使用人に不利益な扱いを行わない旨等を規定する「内部通報制度規程」を制定し制度の実効性を担保しております。</p> <p>④反社会的勢力を排除する姿勢を明確にし、役職員にそれを徹底しております。</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

具体的には、反社会的勢力対策規程及び反社会的勢力対応マニュアルを整備・運用し、株主をはじめ取引先、従業員等に反社会的勢力との関わりがないかどうかチェックしております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①「文書管理規程」に基づき、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し保存しております。
- ②取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとしております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①損失の危険に関しては、リスク管理規程に基づきリスク管理委員会において検討し、リスクの発生を未然に防ぎ、また発生したリスクの拡大を防止することに努めております。
- ②リスク管理委員会は原則として年2回開催され、その活動状況は必要に応じて取締役会に報告されます。
- ③リスク管理体制の有効性については内部監査人が監査を行っております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役会は原則毎月開催し、経営上の重要事項について審議するとともに取締役の業務執行状況の監督を行っております。また、必要な場合は臨時取締役会を開催し、機動的に意思決定が行えるようにしております。
- ②取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うために、組織規程及び職務権限規程等の社内規程に基づき権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定のルールに従い業務を分担しております。

(5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
当社には、現在親会社及び子会社は存在しないため、企業集団における業務の適正を確保するための体制はありません。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ①監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を指名します。
- ②指名された使用人への指揮権は監査役に委譲され、取締役の指揮命令は受けないものとし、当該使用人の人事異動等については監査役の承認を得たうえで決定するものとしております。

(7) 取締役及び監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する事項

- ①取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて会社の業務執行状況を報告し、必要な情報提供を行うものとしております。
- ③取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び重大な法令・定款違反等を発見した場合、直ちに監査役に報告することとしております。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役は、代表取締役と定期的に面談を行い、監査上の重要事項について報告、意見交換を行います。



- ②監査役は、取締役会のほか必要に応じて各種会議に出席することができます。
- ③監査役は、監査法人と定期的に情報交換を行い、また必要に応じて報告を求められます。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社はいかなる場合においても反社会的勢力に対し金銭その他の経済的利益を提供いたしません。そのための社内体制として、反社会的勢力対策規程を整備するとともにコンプライアンス研修において取り上げて徹底を図っております。また、管理部長が不当要求責任者講習を受講し、本社及び本店には不当要求責任者選定事業所のプレートを掲げております。

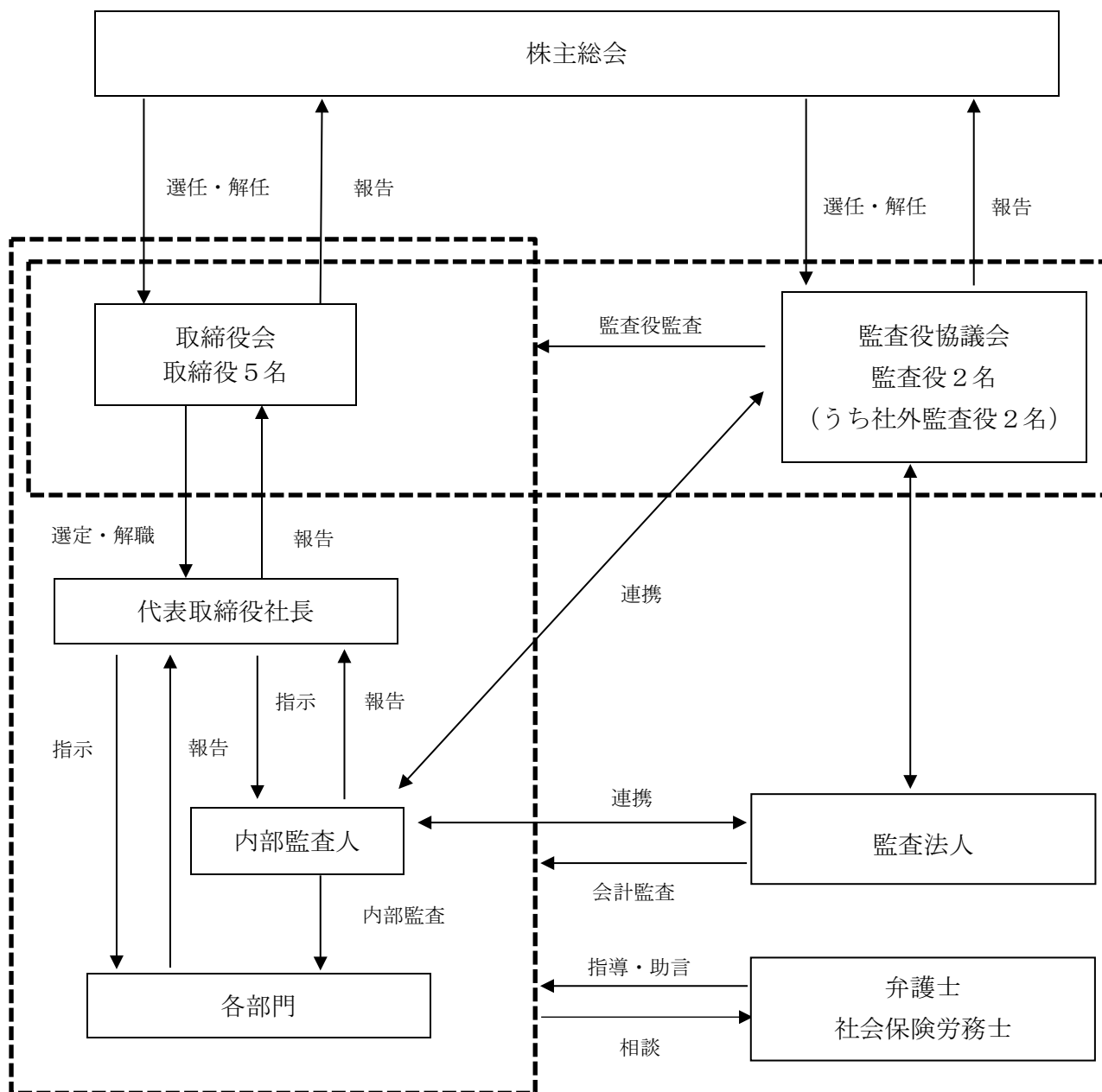
## V. その他

### 1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

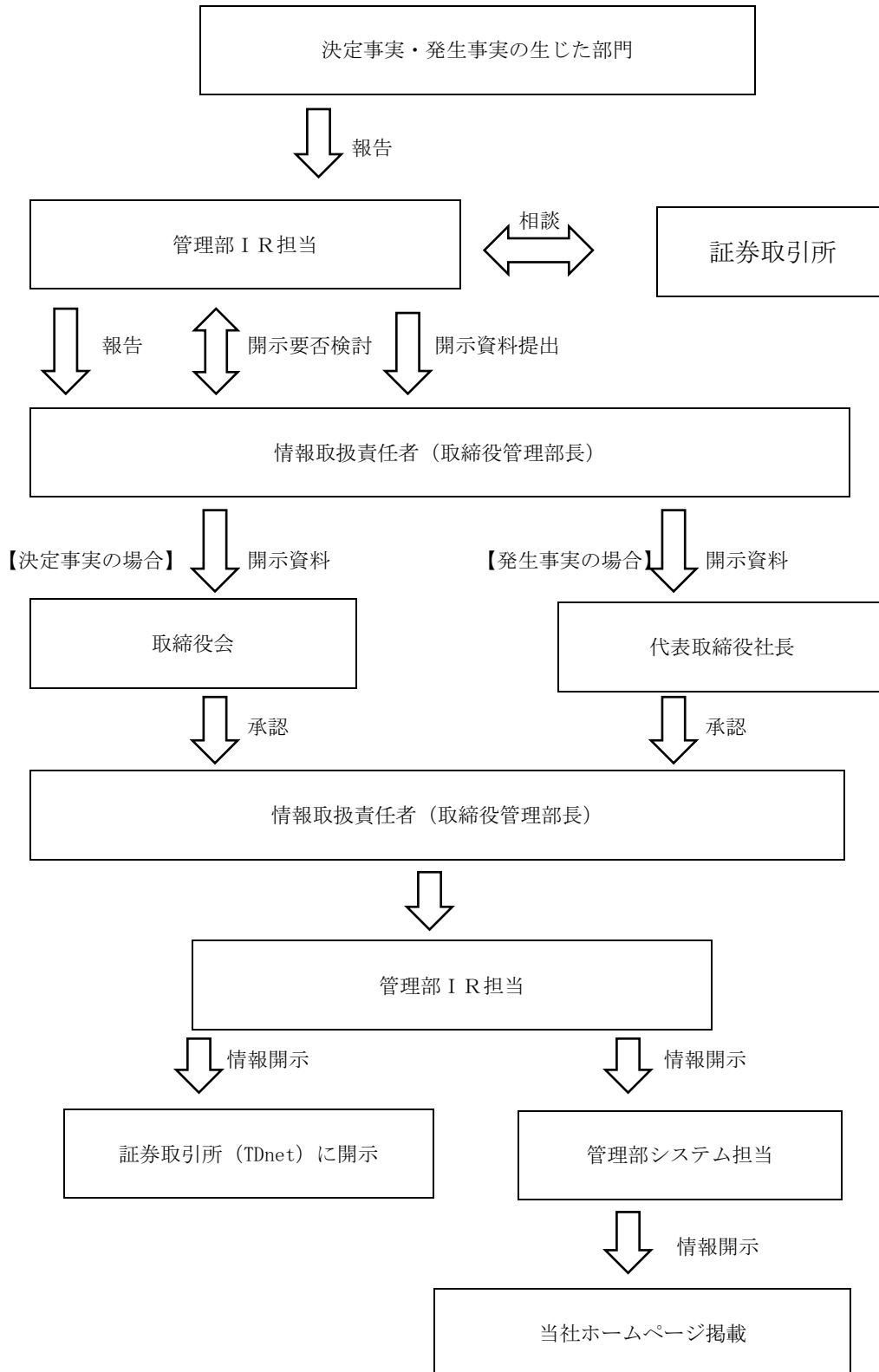
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(1) 模式図



(2) 適時開示体制の概要

① 決定事実・発生事実



②決算関係

